

## 県民の消費者教育に関する意識調査

### I あなたご自身のことについてうかがいます。

日頃は、県政に、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、奈良県では、県民の皆様の消費生活に関する意識や現状等を把握し、県民のニーズや地域の実情に基づいて、「県民の消費者教育に関する意識調査」を実施することにいたしました。

この調査は、県民の皆様の中から無作為抽出により選ばれた2,000人の方を対象に、

実施するものです。

ご回答は無記名でお願いするとともに、ご回答いただいた内容は統計的に処理いたしますので、あなた個人のお名前やご意見が特定されることはございません。

また、ご回答いただいた内容は、調査の目的以外には使用いたしません。

お忙しいところ、お手数をおかけいたしますが、調査の趣旨をご理解いただき、あなたのご回見をおうかがいしたいと思いまますので、ぜひご協力ください。

申しあげます。

問 1 あなたの性別はどちらですか。(Oは1つ)

1. 男性

2. 女性

問 2 あなたの年齢は次のうちどれですか。(Oは1つ)

1. 20～29歳

2. 30～39歳

3. 40～49歳

4. 50～59歳

5. 60～64歳

6. 65～69歳

7. 70歳以上

問 3 あなたの(同居している)ご家族の構成は、次のうちどれにあたりますか。(Oは1つ)

1.ひとり暮らし

2.夫婦のみ

3.親と子の二世代

4.親と子と孫の三世代

5.その他

(具体的に )

問 4 あなたの職業は何ですか。なお、兼業の方は、主として從事している職業を選んでください。(Oは1つ)

1.会社・団体などの正社員(正職員)

2.会社・団体などの役員

3.パート・アルバイト・非常勤・嘱託・派遣など

4.自営業・自由業(家族従事者を含む)

5.専業主婦(主夫)

6.学生

7.無職

8.その他〔具体的に )〕

問 5 あなたのお住まいの市町村はどちらですか。(Oは1つ)

- |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 1.奈良市   | 11.葛城市  | 21.曽爾村  | 31.下市町  |
| 2.大和高田市 | 12.宇陀市  | 22.御杖村  | 32.黒滝村  |
| 3.大和郡山市 | 13.山添村  | 23.高取町  | 33.天川村  |
| 4.天理市   | 14.平群町  | 24.明日香村 | 34.野迫川村 |
| 5.橿原市   | 15.三郷町  | 25.上牧町  | 35.十津川村 |
| 6.桜井市   | 16.斑鳩町  | 26.王寺町  | 36.下北山村 |
| 7.五條市   | 17.安堵町  | 27.広陵町  | 37.上北山村 |
| 8.御所市   | 18.川西町  | 28.河合町  | 38.川上村  |
| 9.生駒市   | 19.三宅町  | 29.吉野町  | 39.東吉野村 |
| 10.香芝市  | 20.田原本町 | 30.大淀町  |         |

問 6 あなたはインターネット(携帯電話を含む)を利用していますか。(Oは1つ)

1.よく利用している(週4日～7日)

2.ときどき利用している(週2日～3日程度)

3.あまり利用していない(月1日～週1日程度)

4.まったく利用していない

5.わからぬ

II 「商品やサービスを購入（利用）する際の意識」についてうかがいます。

### III 消費者問題への関心についてうかがいます。

問題 7 あなたは、商品やサービスを選ぶとき、次の項目をどの程度意識しますか。  
①～⑩の項目すべてにそれぞれ回答してください。（〇はそれぞれ1つずつ）

あなたは、消費者として、次の項目をどの程度心掛けていますか。

卷之三

けか

한국의 대중문화

度心の心

卷之三

三二二

卷之三

卷之三

3  
2  
1

卷之三

ノ久汗試計在著ニテ  
ノ久汗試計在著ニテ

人情報の整理工「J-工」を理解する道筋

26

音に配慮しながら商品やサービス選択する

1

消費者問題とは……  
消費者が購入した商品、サービス等の安全上の問題や梱装表示、不適正な販売方法に関する

問題とは……。

問9 あなたは、消費者問題についてどの程度関心がありますか。(0は12)

1. 関心がある  
2. どちらかといえば関心がある  
3. あまり関心がない  
4. 関心がない  
5. どちらともいえない

→ 問9-2以降へ  
→ 問10以降へ

問9で「1. 関心がある」または「2. どちらかといえば関心がある」と回答した方にうかがひます。

卷之三

2. インターネット（携帯電話を含む）やメールを利用して悪質商法について
  3. 振り込み詐欺や架空・不當請求等の特殊詐欺について
  4. 投資・保険・預金・融資などの金融商品に関する問題について
  5. 製品の欠陥により生じる事故について
  6. 食品の安全性（成分や表示、消費期限）について
  7. 省エネやエコなどの環境問題について
  8. サラ金やクレジット等による多重債務の問題について
  9. 個人情報の漏出問題について

【次のページの問 10へ】

問 9-2 あなたが消費者問題にあまり関心がない、または関心がないのはなぜですか。(○はい  
△はどちらともいえない△はい)  
問 9-3 「3. あまり関心がない」または「4. 関心がない」と回答した方にうかがいます。

1. 自方にどうく身辻ば尚題じぶないこ思つが、  
2. いままでに学んだり考えたりする機会がなかったから  
3. 難しそうだから  
4.自分が被害にあうことはないと思うから  
5. その他（具体的に

8

#### IV 消費者被害の状況についてうかがいます。

問10 あなたは、次のような悪質な手口があることをご存じですか。また、勧誘されたり、被害にあつた経験がありますか。①～⑩の各項目について回答してください。(○は認知度・経験それぞれ1つずつ)

認知度		経験	
知らない名前や内容も知らない	知っている名前や内容も知らない	していない	はしていない
①点検商法 「無料で点検する」などと突然訪問し、「布団にダニがいる」「シロアリの被害がある」「すぐに修理が必要」などと不安をあおり、商品やサービスを契約させる。	1 2 3	1 2 3	1 2 3
②催眠（SF）商法 「景品をプレゼント」「健康によい話をすると」とどん人を集め、始めた会場で日用品などを無料で配り、服用気を盛り上げ興奮状態にし、高額商品を売り付ける。	1 2 3	1 2 3	1 2 3
③資格商法 購入などに熱烈に電話をかけ、「受講すれば、試験を受けることなく資格が取れる」などと強引な勧説を行う。しかし、実際には、受講のみでの資格取得はできなかったり、そもそも存在しない資格であつたりする。	1 2 3	1 2 3	1 2 3
④内輪商法 「在宅ビジネスで高収入が得られる」などと勧説し、実際には高額な機材の購入を迫つたり、講習料や登録料を要求したりする。ほとんど収入が得られない場合が多い。	1 2 3	1 2 3	1 2 3
⑤利潤商法 未公開株式や外国債券、国内では換金が困難な外國通貨などについて、「必ず儲かる」などと言つて、投資・購入を勧めるが、実際には儲からない場合が多い。	1 2 3	1 2 3	1 2 3
⑥マルチセールス 商品等の購入とともに販売員として販売組織への加入を勧説され、自身も販売員になり新たに顧客を獲得するとお金がもらえるなどと言われるが、実際には商品は売れず、債務だけが残ることが多い。	1 2 3	1 2 3	1 2 3
⑦チャツチャーズ 駅や繁華街の路上で「アンケート調査に答えてほしいなどと呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、不安を抱えるなどして商品やサービスを強制させる。	1 2 3	1 2 3	1 2 3

認知度		経験	
知らない名前や内容も知らない	知っている名前や内容も知らない	していない	はしていない
⑧ネット商法 出会い系サイトなどで販売目的を隠して近づき、巧みな話術で好意を抱かせ、異性の感情を利用して商品を購入させる。	1 2 3	1 2 3	1 2 3
⑨当選商法 「当選した」「景品が当たった」などと言って呼び出し、高額な商品を売りつけたり、「海外の宝くじに当選した」とダイレクトメールを送りつけて申込金などを持まし取る。	1 2 3	1 2 3	1 2 3
⑩次々商法 営業巧みに近づいて、消費者が一度契約をすると、必要なない商品やサービスを次々と販売して翌納させる。複数の業者が入れ替わりで次々に販売する場合もある。	1 2 3	1 2 3	1 2 3
⑪送りつけ商法（ネガティブ・オーフェンション） 注文していない商品を、勝手に送りつけ、断らなければ買ったものとのみなして、代金を一方的に請求する。	1 2 3	1 2 3	1 2 3
⑫贈還（豪盛）商法 不幸や不安につけてみ、不安をあおり、感謝の数珠、印鑑などを買わせたり、高額な祈と/or懇やお布施名目の金品を要求される。	1 2 3	1 2 3	1 2 3
⑬架空請求 使つたことがないアダルト情報などの有料サイトの利用料などを請求する。	1 2 3	1 2 3	1 2 3
⑭強引な申し込み（訪問購入） 以前契約した商品やサービスなどの資金屬や和服などを安い価格で強引に買つていく。	1 2 3	1 2 3	1 2 3
⑮強引な申し込み（訪問販売） 一度断つたにもかかわらず、強引、執拗に電話や訪問を繰り返し、商品購入などを勧説する。	1 2 3	1 2 3	1 2 3
⑯二次被害（原野商法など） 以前契約した商品やサービスについて「被害を取り戻すなどと説明し、過去にあつた被害の救済を装つて金銭を支払わせる。	1 2 3	1 2 3	1 2 3
⑰インターネットトラブル ご家族がインターネットやスマートフォンを利用するために課金制のサイトの利用で悪いがけすに利用料が高額になつた、通電販売による前払いをしたにも関わらず、商品が届かないなどインターネットに関するトラブル。	1 2 3	1 2 3	1 2 3
⑱新種の悪質商法 COの非出権取引、差入ホーム加入権の販売、アダルトDVDの送りつけなどにより不当な金額を請求する、公的機関をかたつて個人情報の削除を持ちかけるなど新たに手口の悪質商法	1 2 3	1 2 3	1 2 3

問10 の①～⑩の悪質商法について、1つでも被害を受けたことがあると回答した方にうかがいます。

問10-1 被害を受けた際に、どこに（誰に）相談したり、伝えたりしましたか。  
(○はいくつでも)

1. 家族、知人、同僚など身近な人
2. 市町村消費生活相談窓口
3. 県消費生活センター
4. 国民生活センター
5. 商品・サービスの提供元であるメーカーなどの事業者
6. 商品・サービスの勧誘や販売を行う販売店や代理店など
7. 弁護士や司法書士
8. 消費者団体
9. 警察
10. 上記1～9以外の人や機関（具体的に ）
11. 特にない

- 問10-2 どこにも（誰にも）相談しなかった理由として、あてはまるものはどれですか。(○はいくつでも)
- ↓
- 問10-1で「11. 誰にも相談したり、伝えたりしなかった」と回答した方にうかがいます。
- 問10-2 どこにも（誰にも）相談しなかった理由として、あてはまるものはどれですか。(○はいくつでも)
1. どこに相談したり、伝えたりしたらいかわらなかった  
2. 気まずい思いをしたり、もめごとになったりするのが心配だった  
3. 相手方から嫌がらせなどを受けるのではないかと不安だった  
4. 相談しなくても自力で解決できると思った  
5. 相談などしても、解決すると思えなかった  
6. 自分にも責任があると思った  
7. めんどうだった  
8. 被害を思い出したくなかった  
9. 囲りの人に被害にあったことを知られるのが恥ずかしかった  
10. 相談すると経済的に負担がかかると思った  
11. その他（具体的に  
      ）  
12. 特に理由はない

すべての方にうかがいます。

問11 あなたが消費者被害にあったとき、「安心して相談できるところ」は次のどれですか。  
(○はいくつでも)

1. 家族、知人、同僚など身近な人
2. 市町村消費生活相談窓口
3. 県消費生活センター
4. 国民生活センター
5. 商品・サービスの提供元であるメーカーなどの事業者
6. 商品・サービスの勧誘や販売を行う販売店や代理店など
7. 弁護士や司法書士
8. 消費者団体
9. 警察
10. 上記1～9以外の人や機関（具体的に ）
11. 特にない

- 問12 あなたは、次の各項目について、言葉やその内容を知っていますか。(①～⑩について、  
○はそれぞれ1つずつ)
- ※①～⑩は、相談したことがあるかどうかもお答えください
- 問12 あなたは、次の各項目について、言葉やその内容を知っていますか。(①～⑩について、  
○はそれぞれ1つずつ)
1. 言葉や内容も知らない  
2. 内容はつかない  
3. 言葉も内容も理解していない  
4. 理解している  
5. ある相談したことがない  
6. ある相談したことがない  
7. ある相談したことがない  
8. ある相談したことがない  
9. ある相談したことがない  
10. ある相談したことがない

①奈良県消費生活センター
②お住まいの市町村の消費生活センターまたは相談窓口
③消費者庁
④国民生活センター
⑤消費生活相談員
⑥くらしの安全・安心サポート
⑦消費者ホットライン
⑧消費者市民社会
⑨クーリング・オフ制度
⑩フェアトレード

## V 消費者問題に関する情報や消費者教育についてうかがいます。

問13 悪質商法の手口や消費生活上のトラブル等の情報を、主にどのように方法で入手していますか。(○はいくつでも)

1. テレビ・ラジオ
2. 新聞・雑誌
3. 事業者等からのお知らせ
4. 自治体の広報紙(誌)・ホームページ
5. 消費者庁・国民生活センターのホームページ
6. 消費生活センター等の自治体相談窓口
7. 家族・知人
8. 個人のブログやインターネット掲示板
9. その他( )
10. 情報の入手はしていない

問14 あなたは、消費者問題について、どのような情報がほしいですか。(○はいくつでも)

1. 消費生活における問題に関する法律や制度など(契約・クーリング・オフ制度など)
2. 消費生活における問題に関する相談窓口の案内
3. 悪質商法などの手口、被害・トラブルへの対処方法
4. 講座や講演会などのイベント開催情報
5. 商品テストや商品・サービスの安全性について
6. 悪質な事業者の情報
7. リコール情報について
8. 消費者問題の解決に取り組む民間団体等について
9. 消費生活に関する行政の施策や取り組み
10. その他(具体的に)
11. 特にない

問15 消費生活に関する学習の機会(授業、講義、出前講座など)が学校、地域、職場などのさまざまな場所で提供されています。あなたは、こうした「消費者教育・啓発」を受けたことがありますか。(○は1つ)

1. ある [ ] 2. ない →問15-3へ

問15-1 それは、どのような内容のものでしたか。(○はいくつでも)

1. 安全・安心な商品の選び方や表示の見方(例えば、素材や添加物表示の見方)
2. 契約のルールや取引のトラブル防止策(例えば、クーリング・オフの仕方、悪質商法の手口とその対処法)
3. 家計の管理や生活設計
4. 環境に配慮した生活(例えば、環境に配慮した製品の購入、ゴミの減量)
5. 情報通信の有効活用や安全の確保(例えば、インターネットや携帯電話の安全な利用法)
6. 製品事故や取扱い被害にあったときの解決手段(例えば、相談窓闇の情報)
7. その他(具体的に)

問15-2 それは、どのような機会に受けましたか。(○はいくつでも)

1. 小・中学校、高等学校の授業(家庭科・社会科など)
2. 小・中学校、高等学校の課外授業・特別授業・見学会など
3. 大学・専門学校などの講義
4. 大学・専門学校等のオリエンテーションなど
5. 県や市町村が開催する講演会や研修会など
6. 地域(町内や老人クラブなど)での講習会・勉強会など
7. 職場での講習会・勉強会など
8. 消費者団体主催の講習会・勉強会など
9. 事業者・事業団体主催の講習会・見学会など
10. その他(具体的に)

問15-3 受けたことがないのはなぜですか。(○はいくつでも)

1. 忙しく時間がない
2. 日程が合わない
3. 会場まで行くのが難しい
4. テーマ等に興味・関心がない
5. 参加するのがめんどうだった
6. 参加しても有益な情報を得られるとは思えない
7. 他の場所や媒体で情報を得ているから参加する必要がない
8. 知らなかつたから
9. その他(具体的に)
10. 特に理由はない

小・中学生の保護者の方にうかがいます。それ以外の方は問17へお進みください。

問16 あなたは、次の消費者教育に関する事柄について、家庭の中で話しあったことがありますか。(○はいくつでも)

1. お小遣いやぶ年玉などお金の使い方
2. インターネットや携帯電話などの注意点やトラブル
3. 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関する問題
4. 強引な勧誘や不適な請求などの悪質な手口やその対策
5. 家庭における省エネやゴミの減量などの環境問題
6. 商品・サービスの適切な選択、購入及び活用の仕方
7. クレジットカードのしくみと注意点
8. 通販販売のしくみと注意点
9. トラブルが生じた際の相談に関すること
10. その他(具体的に)
11. 話し合つたことがない

すべての方にうかがいます。

問17 消費生活上のトラブルを防止するため、どの対象に対して重点的に啓発・対策を行うと効果があると思いますか。（〇は主なものに1つだけ）

- 1. 小学生を対象
  - 2. 中学生を対象
  - 3. 高校生を対象
  - 4. 大学・専門学校生等を対象
  - 5. 新社会人を対象
  - 6. 一般成人を対象
  - 7. 高齢者を対象
  - 8. 塗がいのある人を対象
  - 9. その他
- 〔具体的に〕

問18 あなたは、消費生活に関することで、地域の集まりや学校教育の現場で取り上げてほしいと考えていることは何ですか。（〇は3つまで）

- 1. 悪質商法の手口と対処方法
- 2. トラブルが起きた時に家族などに相談する習慣や、クーリング・オフ制度の内容と利用方法
- 3. インターネット（スマートフォン）の使い方や危険なサイトに対する注意点
- 4. 商品・サービスを購入・利用する際の注意点
- 5. クレジットの利用方法や計画的なお金の使い方、貯蓄
- 6. 金融商品（預貯金、債権、株式、保険）に関すること
- 7. 消費者被害に遭ったときの相談窓口の情報
- 8. 環境問題に関すること
- 9. その他（具体的に）

## VI 消費者行政についてうかがいます。

問19 消費者問題に対する取組みとして県や市町村に望むことは何ですか。（〇は3つまで）

- 1. 身近な場所で相談できる窓口を増やす（消費生活センター新設など）
- 2. 夜間や休日でも相談できるよう相談体制を充実する
- 3. 消費者の自立を促す消費者教育（講座などを含む）の機会を拡充する
- 4. 消費者被害の実態や対処方法、相談窓口の連絡先など情報提供を充実する
- 5. 商品・サービスの事故などのリコール情報の提供を充実する
- 6. 消費者を取り巻く問題に取組む市民団体活動を支援する
- 7. 行政が事業者への指導・取締まりを強化する
- 8. 住民の声を消費者行政に反映するため、提案や申し出の制度を充実する
- 9. その他（具体的に）

ご協力ありがとうございます。

12月23日（火）までに切手を貼らずにポストにご投函ください。

## 消費者教育に関する実態調査

### I 賢校についてうかがいます。

問1 賢校についてご回答ください。

学校名				
区分	1. 公立(市町村)	2. 公立(県)	3. 国立	4. 私立
共別学	1. 共学	2. 女子校	3. 男子校	
学校規模	1. 200人以下	3. 401～600人		
(生徒・児童数)	2. 201～400人	4. 601人以上		

日頃は、県政に、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
この度、県では、県内に所在する小学校、中学校及び高等学校における消費者教育  
に関する実態や現状等を把握し、学校のニーズや地域の実情に基づいた、より効果的  
な施策の推進を図るために、また、今後の施策効果を検証するために必要な基礎的項  
目の把握をし、消費者教育を推進するための施策検討の基礎資料するために、「消  
費者教育に関する実態調査」を実施することにいたしました。  
この調査は、無作為抽出により選ばれた奈良県内に所在する小学校、中学校、高等  
学校等合わせて200校を対象に実施するものです。

お忙しいところ、お手数をおかけいたしますが、調査の趣旨をご理解いただき、せ  
ひご協力ください。また、お問い合わせ申しあげます。  
なお、本調査の結果については、取りまとめの上、個別情報を伏した統計データと  
して公表し、フィードバックさせていただく予定です。

ご回答にあたってのお願い

- ◆ご回答は、貴校の教頭先生等管理職によるご記入をお願いします。
- ◆ご回答は、あてはまる選択肢の番号に○印をつけてください。
- ◆設問によって「○は1つ」「○は3つまで」など、○をつける数が異なります  
ので、注意書きに沿ってお答えください。
- ◆「その他」に○印をつけられた場合には、（ ）内に内容をご記入ください。
- ◆ご記入は、黒や青のボールペンまたは鉛筆などではつきりとわかりやすくお願  
いします。
- ◆ご回答が済みましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒に調査票を入れて、  
平成26年12月23日(火)までにお近くの郵便ボックスに投函してください(切手  
は不要です)。

本調査についてご不明な点などがございましたら、下記へお問い合わせください。

奈良県くらし創造部 消費・生活安全課 消費者行政係

電話 : 0742-27-8704 担当: 夏秋、門前  
FAX : 0742-22-0300

### II 児童・生徒に対する消費者教育の実施状況等についてうかがいます。

問2 消費者教育に関する指導を、どのような教科・領域で行っていますか。あてはまる教科・  
領域の番号に○をつけ、指導を行っている学年及び1年あたりの時間数を教えてください。

	学年	時間(／年)	学年	時間(／年)
1. 家庭科	( )年	( )時間	( )年	( )時間
	( )年	( )時間	( )年	( )時間
2. 社会科 (公民等も含む)	( )年	( )時間	( )年	( )時間
	( )年	( )時間	( )年	( )時間
3. 総合的な 学習の時間	( )年	( )時間	( )年	( )時間
	( )年	( )時間	( )年	( )時間
4. 道徳	( )年	( )時間	( )年	( )時間
	( )年	( )時間	( )年	( )時間
5. 調査活動	( )年	( )時間	( )年	( )時間
	( )年	( )時間	( )年	( )時間
6. LHR及び特別 活動	( )年	( )時間	( )年	( )時間
	( )年	( )時間	( )年	( )時間
7. その他	( )年	( )時間	( )年	( )時間
	( )年	( )時間	( )年	( )時間
8. 行っていない				

問2で1.～7.と回答した方にうかがいます。

問2-1 消費者教育の授業は、どのようなテーマで行っていますか。(○はいくつでも)

1. 約約どはなにか
2. 悪質商法の手口と対処方法
3. お金の使い方（お金の大切さ、分割等）
4. 保険・預金などの金融商品・投資に関するトラブル
5. 多重債務・家計管理・生活設計
6. 振り込め詐欺や投資詐欺等
7. 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
8. クーリング・オフ制度等
9. クレジットカードの仕組み
10. 食品や製品の安全と表示
11. グリーンコンシャーマー
12. エシカルコンシャーマー
13. フェアトレード
14. 消費者トラブルへの対処法や相談について
15. その他（具体的に）

問2-2 消費者教育の授業で活用しているものは何ですか。(○はいくつでも)

1. 教科書 一問3へ
2. 补助教材 一問3へ
3. 外部講師
4. その他（具体的に）

→問2-2で「3.外部講師」と回答した方にうかがいます。

問2-3 授業を行った外部講師の所属を選んでください。(○はいくつでも)

1. 教育委員会職員（社会教育主事等）
2. 消費生活センター職員
3. 警察
4. 金融広報委員会
5. その他（具体的に）

問2-4 消費者教育を行うにあたって、県、各種団体、企業等で行っている講座等を利用していますか。(○はいくつでも)

1. 県消費生活センターで行っている講座を利用したことがある
2. 県消費生活センター以外の部署で実施している講座を利用したことがある
3. 民間企業や各種団体が実施している講座を利用したことがある
4. 利用了したことない

→問2-4で「4.利用したことない」と回答した方にうかがいます。

問2-5 講座等を利用しなかった理由を選んでください。(○は2つまで)

1. 講座に関する情報がなく、よく知らなかつた
2. 授業実施の決定から、実際に授業を行うまでの期間が短く、外部に依頼するなどの手続を行う時間がなかつた
3. 実施したい授業の内容と、各主体が実施している講座の内容が合わなかつた
4. 講師の日程が合わず、実施できなかつた
5. 内容を考えたときに、各主体で実施する講座の質が十分とは思えなかつた
6. 十分な消費者教育が実施できており、必要がなかつた
7. その他（具体的に）

### III 貴校における消費者教育の考え方等についてうかがいます。

問3 学校において消費者教育を推進するためには必要だと思うことを選んでください。

(○は3つまで)

1. 効果的な実践事例の紹介
2. 児童・生徒向け教材の作成・配布
3. DVD等映像資料の提供
4. 講師派遣
5. 教員に対する研修
6. 学校での消費者教育について、消費者団体や事業者等と意見交換を行う機会の提供
7. 消費者被害の最新情報の定期的な提供
8. その他（具体的に）

問4 消費教育を推進するにあたって、課題となっていることを選んでください。

(Oは3つまで)

1. どのような取り組みをすればよいかわからぬい
2. 指導者や講師となる人材の情報が得られない
3. 活用できる教材が少ない
4. 予算がない
5. 教員のスキルアップを図る研修などの機会が少ない
6. 他に優先課題があり取り組めない
7. 学生・生徒・児童の関心がない
8. 管理職を含む校内での理解が慢られない
9. その他（具体的に）
10. 特にない

問5 授業等で活用しやすい、または効果があると思われる方法・手段を選んでください。  
(Oは3つまで)

1. DVD等の映像を使用
2. パソコンの活用
3. スマートフォンの活用
4. 紙媒体（チラシ、ワークシート等）の使用
5. ボードゲーム等グループワークの活用
6. ロールプレイングの実践
7. その他（具体的に）

問6 消費者問題に関する教材で、希望するテーマを選んでください。(Oは3つまで)

1. 契約とはなにか
2. 悪質商法（S-F商法、キヤッセセールス、テート商法、マルチ商法、靈感商法等）
3. お金の使い方（お金の大切さ、役割等）
4. 金融商品・投資に関するトトラブル
5. 多重債務・家計管理・生活設計
6. 振り込め詐欺や投資詐欺等
7. 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトトラブル
8. クーリング・オフ制度等
9. クレジットカードの仕組み
10. 食品や製品の安全と表示
11. グリーンコンシューマー
12. エシカルコンシューマー
13. フェアトレード
14. その他（具体的に）

問7 県消費生活センターでは、消費生活知識の普及や消費告トラブルの未然防止のため、ご要望に応じて地域の団体・学校・一般消費者グループが開催する講座や講演会などに、講師を派遣する移動講座を実施しています。利用したことありますか。(Oは1つ)

1. 利用したことがある
2. 利用したことないが知っている →問7-2へ
3. 知らなかった →問8へ

→問7で「1. 利用したことある」と回答した方にうかがいます。

1. 大変よかったです
2. よかったです
3. あまりよくなかった
4. よくなかった
5. 思っていたとおりだった
6. 思っていたのと違っていた
7. 必要なものだと思った
8. 必要ないものだと思った
9. その他（具体的に）

問7で「2. 利用したことないが知っている」と回答した方にうかがいます。

1. 移動講座の内容がよくわからぬい
2. 消費生活センターへの申請手続が面倒である
3. 学校の中での手続が面倒である
4. 2か月前までに予定を立てることができない
5. 移動講座を実施する必要性を感じない
6. 移動講座の時間を持つことができない
7. テーマや希望の講師を決められない
8. 講師との打合せが面倒である
9. その他（具体的に）

#### IV 教職員に対する消費者教育についてうかがいます。

すべての方にうかがいます。

問8 消費者問題に関する教職員向け講座において、希望するテーマを選んでください。(○は3つまで)

1. 質的とはなんにか)
2. 悪質商法(SF商法、キャッチセールス、デート商法、マルチ商法、靈感商法等)
3. お金の使い方(お金の大切さ、役割等)
4. 金融商品・投資に関するトラブル
5. 多重債務・家計管理・生活設計
6. 振り込め詐欺や投資詐欺等
7. 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
8. クーリング・オフ制度等
9. クレジットカードの仕組みについて
10. 食品や製品の安全と表示について
11. グリーンコンシューマー
12. エシカルコンシューマー
13. フェアトレード
14. その他(具体的に )

問9 教職員が、講座に参加しやすい時期を選んでください。(○は2つまで)

- |          |                |
|----------|----------------|
| 1. 春季休業日 | 4. 長期休業日以外の友間  |
| 2. 夏季休業日 | 5. 長期休業日以外の土曜日 |
| 3. 冬季休業日 | 6. その他(具体的に )  |

問10 今後、消費者問題に関する研修(講座)参加を教職員が希望する場合の対応を選んでください。(○はいくつでも)

1. 所属する組織(例えば教育委員会)が主催する研修への参加を認める
2. 消費生活センター等の行政主催講座の中で、教育委員会の後援を受けた講座への参加を認める
3. 消費生活センター等の行政主催講座への参加を認める
4. 民間団体等の主催講座でもテーマにより参加を認める
5. 勤務時間中の参加は認めない
6. その他(具体的に )

問11 今後、行政・事業者・学校・消費者団体等が連携・協力して消費者教育を実施していくにあたり、ご意見やご提案がありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。  
12月23日(火)までに切手を貼らずにポストにご投函ください。

## I 消費者教育に関する実態調査

### I 貴校についてうかがいます。

問1 貴校についてご回答ください。

日頃は、県政に、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
この度、県では、県内に所在する学校における消費者教育に関する実態や現状等を把握し、学校のニーズや地域の実情に基づいた、より効果的な施策の推進を図るために、また、今後の施策効果を検証するための必要な基礎的の項目の把握をし、消費者教育を推進するための施策資料とするために、「消費者教育に関する実態調査」を実施することとしたしました。  
この調査は、無作為抽出により選ばれた奈良県内に所在する小学校、中学校、高等学校、大学合わせて200校を対象に実施するものです。

お忙しいところ、お手数をおかけいたしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力くださいますようお願い申し上げます。  
なお、本調査の結果については、取りまとめの上、個別情報を利用した統計データとして公表し、ファイドバックさせていただく予定です。

ご回答にあたってのお願い

- ◆ご回答は、あてはまる選択肢の番号に○印をつけてください。
- ◆設問によって『○は1つ』『○は3つまで』など、○をつける数が異なりますので、注意書きに沿ってお答えください。
- ◆「その他」に○印をつけられた場合には、( ) 内に内容をご記入ください。
- ◆ご記入は、黒や青のボールペンまたは鉛筆などではっきりとわかりやすくお願ひします。
- ◆ご回答が済みましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒に調査票を入れて、平成26年12月23日(火)までにお近くの郵便ボックスに投函してください(切手は不要です)。

本調査についてご不明な点などがございましたら、下記へお問い合わせください。  
奈良県くらし創造部 消費・生活安全課 消費者行政係  
電話 : 0742-27-8704 担当: 夏秋、門前  
FAX : 0742-22-0300

### I 貴校についてうかがいます。

問2 消費者問題について、学生に対してどのような啓発・情報提供等を行っていますか。(○はいくつでも)

学校名			
区分	1. 国立	2. 県立	3. 私立
共別学	1. 共学	2. 女子校	3. 男子校
学校規模 (学生数)	1. 500人以下 2. 501~1,000人 3. 1,001~1,500人	4. 1,501~2,000人 5. 2,000~3,000人 6. 3,000~4,000人	7. 4,001人以上
ご回答者の役職			

### II 消費者教育の実施状況等についてうかがいます。

問3 学生に対して、どのよだなテーマで消費者教育・啓発を行っていますか。(○はいくつでも)

1. 講義の内容として実施	7. 刊行物の作成・配布
2. ポスター等の展示	8. 学生向けWebサイトへの掲載
3. 校内放送	9. シンポジウム・セミナー等の開催
4. メール配信	10. その他（具体例に 11. 特になし）
5. 保護者への情報提供	
6. 学生便箋等への掲載	

問4 学生に対して、どのよだなテーマで消費者教育・啓発を行っていますか。(○はいくつでも)

1. 契約とはなにか	間3-1へ
2. 憲質商法の手口と対処方法	
3. 保険・預金などの金融商品・投資に関するトラブル	
4. 多重債務・家計管理・生活設計	
5. 振り込め詐欺や投資詐欺等	
6. 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル	
7. クーリング・オフ制度等	
8. フレジットカードの仕組み	
9. 食品や製品の安全と表示	
10. グリーンコンシユーマー	
11. エシカルコンシューマー	
12. フェアトレード	
13. 消費者トラブルへの対処法や相談について	
14. その他（具体例に 15. 消費者教育・啓発は行っていない →問4へ	

問3で「1.」～「4.」と回答した方にうかがいます。

問3-1 消費者教育・啓発をいつ実施していますか。(Oはいくつでも)

- 1. 入学時のガイダンスの際に実施
- 2. 授業の内容として実施
- 3. 就職ガイダンスの際に実施
- 4. その他（具体的に）

問3-2 消費者教育を行うにあたって、県、各種団体、企業等で行っている講座等を利用していますか。(Oはいくつでも)

- 1. 県消費生活センターで行っている講座を利用したことがある
- 2. 県消費生活センター以外の部署で実施している講座を利用したことがある
- 3. 民間企業や各種団体が実施している講座を利用したことがある
- 4. 利用したことがない

問3-3 講座等を利用しなかった理由を選んでください。(Oは2つまで)

- 1. 講座に関する情報がなく、よく知らなかった
- 2. 授業実施の決定から、実際に授業を行までの期間が短く、外部に依頼するなどの手続を行った時間がなかった
- 3. 実施したい授業の内容と、各主体が実施している講座の内容が合わなかった
- 4. 講師の日程が合わず、実施できなかつた
- 5. 内容を考えたときに、各主体で実施できる講座の質が十分とは思えなかつた
- 6. 十分な消費者教育が実施できおり、必要がなかつた
- 7. その他（具体的に）

問3-4 消費者教育を推進するにあたって、課題となっていることを選んでください。(Oは3つまで)

- 1. どのような取組みをすればよいかわからない
- 2. 指導者や講師となる人材の情報が得られない
- 3. 适用できる教材がない
- 4. 予算がない
- 5. 職員のスキルアップを図る研修などの機会が少ない
- 6. 他に優先課題があり取り組めない
- 7. 学生の関心がない
- 8. 上司の理解を得られない
- 9. その他（具体的に）
- 10. 特にない

問5 消費生活に関する相談窓口を設置していますか。(Oは1つ)

- 1. 設置している
- 2. 設置していない

問5で「1.設置している」と回答した方にうかがいます。

問5-1 相談窓口等において学生への対応を行なう職員に対して、消費者問題に関する研修等を実施してますか。(Oは1つ)

- 1. 定期的な研修等を実施している
- 2. 必要に応じて研修等を実施している
- 3. 研修等は実施していない
- 4. その他（具体的に）

問6 学生の消費者問題に関する対応について、どのような機関と連携をしていますか。(Oは1つ)

- 1. 消費生活センター（消費者センター）
- 2. 警察
- 3. 他大学等
- 4. 地方公共団体
- 5. 弁護士会
- 6. 司法書士会
- 7. 大学生協
- 8. 金融広報委員会
- 9. 消費者団体
- 10. NPO等の民間団体
- 11. 民間企業
- 12. その他（具体的に）
- 13. 特に連携はしていない

問7 塵消費生活センターでは、消費生活知識の普及や消費者トラブルの未然防止のため、ご要望に応じて地場の団体・学校・一般消費者グループが開催する講座や講演会などに、講師を派遣する移動講座を実施しています。利用したことありますか。(Oは1つ)

- 1. 利用したことある
- 2. 利用したことないが知っている
- 3. 知らなかった

問7で「1.利用したことある」と回答した方にうかがいます。

問7-1 利用した感想はいかがでしたか。(Oはいくつでも)

- 1. 大変よかったです
- 2. よかったです
- 3. あまりよくなかったです
- 4. よくなかった
- 5. 思っていたとおりだった
- 6. 思っていたのと違っていた
- 7. 必要なものだと思った
- 8. 必要ないものだと思った
- 9. その他（具体的に）

問7で「2. 利用したことないが知っている」と回答した方にうかがいます。

問7-2 利用したことないのはなぜですか。(○はいくつでも)

- 1. 移動講座の内容がよくわからぬ
- 2. 消費生活センターへの申請手続が面倒である
- 3. 学校の中での手続が面倒である
- 4. 2か月前までに予定を立てることができない
- 5. 移動講座を実施する必要性を感じない
- 6. 移動講座の時間をとることができない
- 7. テーマや希望の講師を決められない
- 8. 講師との打合せが面倒である
- 9. その他（具体的に）

すべての方にうかがいます。

問8 消費者問題に関する教職員向け講座において、希望するテーマを選んでください。

(○は3つまで)

- 1. 約約とはなにか
- 2. 豪貨商法（SF商法、キャッチセールス、デート商法、マルチ商法、靈感商法等）
- 3. 金融商品・投資に関するトラブル
- 4. 多重債務・家計管理・生活設計
- 5. 振り込め詐欺や投資詐欺等
- 6. 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
- 7. クーリング・オフ制度等
- 8. クレジットカードの仕組み
- 9. 食品や製品の安全と表示
- 10. グリーンコンシューマー
- 11. エシカルコンシューマー
- 12. フェアトレード
- 13. その他（具体的に）

問7で「2. 利用したことないが知っている」と回答した方にうかがいます。

問7-1 利用したことないが知っている。(○はいくつでも)

- 1. 所属する組織（例えば学校設置者）が主催する研修への参加を認める
- 2. 消費生活センター等の行政主催講座の中で、文部科学省等行政機関の後援を受けた講座への参加を認める
- 3. 消費生活センター等の行政主催講座への参加を認める
- 4. 民間団体等の主催講座でもテーマにより参加を認める
- 5. 勤務時間中の参加は認めない
- 6. その他（具体的に）

問10 今後、消費者問題に関する研修（講座）参加を教職員が希望する場合の対応を選んでください。(○はいくつでも)

- 1. 教職員が、講座に参加しやすい時期を選んでください。(○は2つまで)
  - 1. 春季休業日
  - 2. 夏季休業日
  - 3. 冬季休業日
  - 4. 長期休業日以外の夜間
  - 5. 長期休業日以外の土曜日
  - 6. その他（具体的に）

問11 学生に対する消費者教育に取り組む際に、行政に期待することを選択してください。(○はいくつでも)

- 1. 効果的な実践事例の紹介
- 2. 学生向けパンフレット等の配布（紙）
- 3. 学生向けパンフレット等の配布（データ）
- 4. DVD等映像資料の提供
- 5. ウェブサイトでの周知・啓発
- 6. 講師派遣
- 7. 消費者被害の最新情報等の定期的な提供
- 8. その他（具体的に）
- 9. 特になし

問12 今後、特に重点的に行いたいと考えている取り組みについて教えてください。(○は3つまで)

- 1. 啓発・情報提供
- 2. 学生からの相談への対応
- 3. 教職員に対する啓発・情報提供
- 4. 他機関との連携強化
- 5. 優美・ゼミにおける教育
- 6. その他（具体的に）
- 7. 特になし

問7で「2. 利用したことないが知っている」と回答した方にうかがいます。

問7-3 利用したことないが知っている。(○はいくつでも)

- 1. 所属する組織（例えば学校設置者）が主催する研修への参加を認める
- 2. 消費生活センター等の行政主催講座の中で、文部科学省等行政機関の後援を受けた講座への参加を認める
- 3. 消費生活センター等の行政主催講座への参加を認める
- 4. 民間団体等の主催講座でもテーマにより参加を認める
- 5. 勤務時間中の参加は認めない
- 6. その他（具体的に）

- 1. 教職員が、講座に参加しやすい時期を選んでください。(○は2つまで)
  - 1. 春季休業日
  - 2. 夏季休業日
  - 3. 冬季休業日
  - 4. 長期休業日以外の夜間
  - 5. 長期休業日以外の土曜日
  - 6. その他（具体的に）

問13 今後、行政・事業者・学校・消費者団体等が連携、協力して消費者教育を実施していく  
にあたり、ご意見やご提案がありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。  
12月23日（火）までに切手を貼らずにポストにご投函ください。

消費者教育に関する実態調査

日頃は、県政に、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。この度、県内に所在する事業者の消費者教育に関する実態や取組等を把握し、企業のニーズや地域の実情に基づいた、より効果的な施策の推進を図るために、また、今後の施策効果を検証するための必要な基礎的項目の把握をし、消費者教育を推進するための施策検討の基礎資料とするために、「消費者教育に関する実態調査」を実施することといたしました。

この調査は、無作為抽出により選ばれた奈良県内に所在する企業300事業者を対象に、実施するものです。

お忙しいところ、お手数をおかけいたしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本調査の結果については、取りまとめの上、個別情報を伏した統計データとして公表し、フィードバックさせていただく予定です。

◆ご回答は、あてはまる選択肢の番号に○印をつけてください。  
◆設問によって『〇は1つ』『〇は3つまで』など、〇をつける数が異  
るので、注意書きに沿ってお答えください。

ご記入は、黒や青のボールペンまたは鉛筆などではつきりとわかりやすくお願いします。ご回答が済みましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒に調査票を入れて、平成27年1月9日(金)までにお近くの郵便ボックスに投函してください(切手は不要です)。

## I 貴事業所についてうかがいます。

音楽専門についての回答(だまし)

問2-2 研修等、消費者教育を行っている時期について教えてください。(○はいくつでも)

- 1. 入社前に新規採用予定者が集まる機会
- 2. 新規採用後の研修
- 3. 全社員対象の希望者申込制講座等
- 4. 中高年社員を対象としたライフプランセミナー等
- 5. その他（具体的に）

問2-3 啓発の方法を選んでください。(○はいくつでも)

- 1. 研修や講習会の実施（研修の一部に盛り入れにこども含む）
- 2. 外部の講習会等への参加支援（出張扱い、参加費の付与等）
- 3. チラシやパンフレットの配布
- 4. チラシやパンフレットの記事掲載
- 5. 社内広報誌等への記事掲載
- 6. 消費者問題による情報提供
- 7. メール等による情報提供
- 8. その他（具体的に）
- 9. 今後も消費者教育を実施できない

問2-3で「1. 研修や講習会の実施」と回答した事業所にうかがいます。  
問3-1 もし、研修や講習会を外部講師によって行う場合に、支払うことができる講師料を  
選択してください。(○は1つ)

- 1. 無料のみ
- 2. 交通実費のみ
- 3. 5千円以下
- 4. 1万円以下
- 5. 3万円以下
- 6. 3万円以上でも可
- 7. その他（具体的に）

【問3へお進みください】

問2-4 研修や講習会の内容をご記入ください。（対象、テーマ、講師、時間等）

例) 新入社員研修で弁護士による多重債務や悪質商法に関して1時間実施

- 問2-5 消費者教育に関する研修等を行うことができない、主な理由を教えてください。  
(○は2つまで)
- 1. 研修受講者の時間が取れないから
  - 2. 研修を運営する体制が取れないから
  - 3. 消費者教育に費用を使う余裕がないから
  - 4. 消費者教育を企業等が従業員に行う必要があるとは思われないから
  - 5. 従業員は、すでに十分な消費者としての知識等を備えていると考えるから
  - 6. その他（具体的に）

III 今後の従業員に対する消費者教育についてうかがいます。

問3 今後、取り組むことが可能な消費者教育の手法を選択してください。(○はいくつでも)

- 1. 研修や講習会の実施
- 2. 外部の講習会等への参加支援（出張扱い、参加費の付与等）
- 3. チラシやパンフレットの配布
- 4. チラシやパンフレットの記事掲載
- 5. 社内広報誌等への記事掲載
- 6. 消費者問題に関するDVDの活用（新規採用職員への説明会や社員食堂等での放映等）
- 7. メール等による情報提供
- 8. その他（具体的に）
- 9. 今後も消費者教育を実施できない

問3で「1. 研修や講習会の実施」と回答した事業所にうかがいます。  
問3-1 もし、研修や講習会を外部講師によって行う場合に、支払うことができる講師料を  
選択してください。(○は1つ)

- 1. 無料のみ
- 2. 交通実費のみ
- 3. 5千円以下
- 4. 1万円以下
- 5. 3万円以下
- 6. 3万円以上でも可
- 7. その他（具体的に）

問3-2 今後予定の研修等の対象者を選択してください。(○はいくつでも)

- 1. 正社員（新規採用者）
- 2. 正社員（新規採用者以外）
- 3. 非正社員（パート、アルバイト等）
- 4. 派遣社員（事業所以外から派遣で来ている人）
- 5. 派遣登録者（事業所に派遣や人材登録をしている人）
- 6. その他（具体的に）

- 問3-3 今後予定の研修等の対象社員及び時期について選択してください。(○はいくつでも)
- 1. 新規採用後の研修
  - 2. 全社員対象の希望者申込制講座等
  - 3. 中高年社員を対象としたライフプランセミナー等
  - 4. 入社前に新規採用予定者が集まる機会
  - 5. その他（具体的に）

問3-4 消費者教育を行う場合に、取り上げたいテーマを選択してください。(○は3つまで)

- 1. 悪質商法(SF商法、キャッチヒールス、デート商法、マルチ商法、靈感商法等)
- 2. 金融商品・投資に関するトラブル
- 3. 多重債務・家計管理・生活設計
- 4. 振り込め詐欺や投資詐欺等
- 5. 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
- 6. クーリング・オフ制度等
- 7. クレジットカードの仕組みについて
- 8. 食品や製品の安全と表示について
- 9. グリーンコンシューマー
- 10. エシカルコンシューマー
- 11. フェアトレード
- 12. その他（具体的に）
- 13. わからない

問3-5 従業員に対する消費者教育に取り組む際に、行政に期待することを選択してください。(○はいくつでも)

- 1. 効果的な実践事例の紹介
- 2. 従業員向けパンフレット等の配布（紙）
- 3. 従業員向けパンフレット等の配布（データ）
- 4. DVD等映像資料の提供
- 5. ウェブサイトでの周知・啓発
- 6. 講師派遣
- 7. 消費者被害の最新情報等の定期的な提供
- 8. その他（具体的に）
- 9. 特になし

問3-6 研修を行えない主な理由を選択してください。(○はいくつでも)

- 1. 研修受講者の時間が取れないから
- 2. 研修を適當する体制が取れないから
- 3. 消費者教育に費用を使う余裕がないから
- 4. 消費者教育を企業等が従業員に行う必要があるとは思われないから
- 5. 従業員は、すでに十分な消費者としての知識等を備えていると考えるから
- 6. その他（具体的に）

IV 企業の社会貢献の一環としての消費者教育についてうかがいます。

問4 企業の社会貢献の一環として、消費者教育への協力が期待されていますが、貴事業所の消費者に対する活動についておうかがいします。現在、消費者教育に関する活動（学校への協力を含む）を、企業として行っていますか。

- 1. 行っている
- 2. 現在は行っていないが今後行う予定がある →問4-3へ
- 3. 行っていない →問4-4へ

問4で「1. 行っている」と回答した事業所にうかがいます。

問4-1 現在行っている活動の内容を具体的に記載してください。  
※ウェブサイト等で活動内容等が公表されている場合は、URLや事業名をご記入ください。

問4-2 今後の活動の方向について選択してください。(○は1つ)

- 1. 現在の活動を継続して行う予定
- 2. 現在の活動に加え、新たな活動を行う予定
- 3. 現在の活動を中止する予定
- 4. 現在の活動を中止し、新たな活動を行う予定
- 5. 現在の活動にとらわれず、依頼や相談があれば、柔軟に対応していく予定
- 6. その他（具体的に）

【問5へお進みください】

問4で「2. 現在は行っていないが今後行う予定がある」と回答した事業所にうかがいます。  
問4-3 今後行う予定の活動内容を、書ける範囲で記載してください。

問6 今後、行政・事業者・学校・消費者団体等が連携、協力して消費者教育を実施していく  
にあたり、ご意見やご提案がありましたらご記入ください。

【問5へお進みください】

問4で「3. 行っていない」と回答した事業所にうかがいます。

問4-4 現在、活動を行っていない理由を選択してください。

- 1. 消費者問題に関して協力できる事業内容ではないから
- 2. 本来業務以外に携わる余裕がないから
- 3. 行政や消費者から要請がないから
- 4. その他（具体的に  
）

問5 自社の商品開発、営業形態等に関して、消費者である顧客の声・意見を取り入れて工夫  
していることがありますか。（〇は1つ）

- 1. ある
- 2. ない

→ (ない理由をご記入ください。)

【問6へお進みください】  
↓

問5で「1. ある」と回答した事業所にうかがいます。

問5-1 どのような方法で顧客の声・意見を取り入れていますか。（〇はいくつでも）

- 1. お客様相談窓口
- 2. アンケート
- 3. 消費者モニター
- 4. 営業担当者
- 5. ワエブサイトのクチコミやレビュー
- 6. その他  
(具体的に  
)

ご協力ありがとうございました。

平成27年1月9日（金）までに切手を貼らずにポストにご投函ください。